

プロポーザル方式による事業者選定結果表				
プロポーザルに付した事項		担当課 市民生活部 生活環境課 夕陽が丘クリーンセンター 契約名 淡路市夕陽が丘クリーンセンターごみ焼却運転等管理業務		
審査の日時		令和6年10月3日（木）午後2時～		
審査の場所		淡路市夕陽が丘クリーンセンター 2階会議室		
予定価格		契約予定金額		
¥359,337,000-		¥359,150,000-		
当選基準点(当選要件)		420点(評価点合計の6割)		
候補者名		(株)日本管財環境サービス 大阪支店	総合点	543
番号	提案者氏名（五十音順）	候補者の選定理由		
1	(株)日本管財環境サービス 大阪支店	本事業を遂行するにあたり、経営規模が妥当であり、また類似の実績も多く、企画力・技術力及び専門性にも優れている。令和2年度から継続して本施設の運転管理業務を受託しており、効率的かつ安心安全な焼却運転等の管理業務を履行しており、今回の審査により今後も同様に履行できると認められたため、「株式会社日本管財環境サービス大阪支店」が適当であると認める。		
契約予定金額		¥359,150,000-（うち消費税及び地方消費税） ¥32,650,000-		
＜プロポーザルに参加する者に必要な資格＞				
（1）法人格を有し、企画提案書類提出期限の日までに、令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供）に登録があり、大分類「設備等管理」小分類「その他設備等点検・保守」に登録されていること。併せて、本施設と同規模以上の官公庁のごみ焼却施設での2年以上継続した運転管理等の実績があること。なお、共同企業体による参加は認めないものとする。 ※ 「本施設と同規模」とは、ごみ焼却施設当たりの処理能力が80t／日以上をいう。 （2） 本業務の受託候補者決定の日までに淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年淡路市訓令第21号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。 （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 （4） 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の受託候補者決定の日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者でないこと。 （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。 （6） 法人税、消費税、地方消費税並びに本市が賦課する税及び本社がある市区町村に納付すべき税の滞納がない者 （7） 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しない者であること。				

(8) 次に掲げる資格を有する者を配置できること。

ア 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）

イ 危険物取扱者

ウ 電気工事士（第2種若しくはそれ以上）

エ クレーン特別教育修了者

オ 第2類酸素欠乏危険作業主任者

カ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技術講習修了者

キ ダイオキシン特別教育修了者（廃棄物の処理施設に関する業務に係わる特別教育）

ク 安全衛生推進者

ケ その他業務の履行上法令で定められた資格

※ 上記エ及びキの資格については、全配置者必須

履行場所 淡路市 野島常盤 地内 夕陽が丘クリーンセンター